

生物多様性条約 COP13 の主要な決定の概要

(1) 条約および戦略計画 2011-2020 の実施と愛知目標の達成に向けた進捗

以下の内容を含む決定が採択された。

愛知目標 10 (1) および 17 (2) が 2015 年の目標年までに達成できなかったこと、愛知目標 14 (3) および 18 (4) の国レベルでの進捗などが限定的であることを留意した上で、国別報告書の未更新締約国には更新を、更新を終えた締約国に対しても SDGs など を 反 映 す る な ど の 野 心 向 上 に 向 け た 見 直 し を 求 め る。

また、国別目標の設定や国別報告書の実施に当たっては、SDGs を含む他のプロセスの関連目標を考慮すること、国別報告書が多様なレベルにおける主流化に貢献するような政策となるように位置付けること、著しい進捗があった愛知目標についても、達成に向けた努力を更に強化することを締約国に求めた。愛知目標と同レベルの目標を掲げた国が限られていることを受け、愛知目標と同等の目標に引き上げを求める。

また、現行戦略計画・愛知目標の達成に向けた実施への集中・促進の必要性を認識しつつ、地球規模生物多様性概況 GB0 第 5 版や国別報告を踏まえつつ次回 COP で 2021 年以降の新しい目標設定のプロセスを決定する。具体的には、次期目標設定に向けた検討フォーマット・プロセス案を条約事務局が SBI2 までに作成し、COP14 で具体的な議論を行う。

- 1 愛知目標 10 : 2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。
- 2 愛知目標 17 : 2015 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略および行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。
- 3 愛知目標 14 : 2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復および保護され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層および弱者のニーズが考慮される。
- 4 愛知目標 18 : 2020 年までに、生物多様性の保全および持続可能な利用に関連する先住民の社会および地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行およびこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度および関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される。

(2) セクター内および複数のセクターにまたがる生物多様性の主流化を含む、条約および生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施を強化する戦略的行動

締約国に対し、農林水産業および観光業を含む様々なセクター内および複数のセクターにまたがる主流化に向けて、ステークホルダーの関与により努力を強化するよう強く求めた上で、次のカテゴリ別に具体的な勧告を含む決定が採択された。

- ・ 関連国際プロセスを通じた主流化の強化
- ・ セクター横断的な主流化
- ・ セクター別主流化 (農業、林業、漁業および水産養殖業、観光業)
- ・ 主流化を強化するための主要主体の参画 (企業、準国家および地方自治体、ジェンダー)

(3) 生物多様性および健康

締約国などに対し、生物多様性および人の健康に関係する当局・セクター間における対話の強化、国の政策・戦略などの立案や更新における生物多様性および健康のつながりの考慮、健康的なライフスタイルと持続可能な生産・消費様式を推進するための機会の特定、生物多様性および健康（例：食の多様性と健康、自然保護区などの自然による健康への貢献、微生物多様性と健康）に関する研究の更なる促進・支援などが奨励され、生物多様性および健康のつながりを愛知目標のフォローアップの検討にあたり考慮することが決定された。

(4) 海洋および沿岸域の生物多様性

以下の内容を含む決定が採択された。

生態学的または生物学的に重要な海域（EBSAs：Ecologically or Biologically Significant marine Areas）の記載について、科学的手法およびアプローチを強化するための任意の実践的オプション（EBSAs の記載基準に関する科学的手引きの改善、記載されたEBSAs に係る情報共有など）の促進を歓迎し、事務局長に対し、専門家ワークショップを開催して、EBSAs の更新や新たな記載手続きの整理などを行うとともに、実施を促進するための非公式助言グループの設置を求める。

また、冷水域が生物学的および生態学的に重要な役割を果たしていることに留意し、「冷水域における生物多様性に関する自主的特定作業計画」を採択し、締約国などに対し実施を奨励する。

また、「海洋ごみの海洋および沿岸域の生物多様性と生息地に与える影響の回避および緩和に関する任意の実践的手引き」に留意し、締約国などに適切な措置を講じるよう要請する。

さらに、海洋空間計画が愛知目標の達成に向けた生態学的アプローチの適用を促進する参加ツールであることを認識し、締約国などに対し、海洋空間計画の適用を奨励する。

(5) 合成生物学

アドホック技術専門家会合（AHTEG）が作成した合成生物学の運用上の定義「科学・技術・工学が結合した、遺伝資源・生物・生物システムに対する理解・デザイン・再デザイン・製造・改変に関するモダンバイオテクノロジーの更なる開発と新規領域」が条約及び議定書の科学技術的な検討の開始点として有用であると認識すること、また、合成生物学から生じる生物は、カルタヘナ議定書で定義された現代のバイオテクノロジーにより改変された生物と類似しているものの、その定義の範囲に収まるかまだ明確でないものがあることに留意することが確認された。

締約国に対しては、合成生物学から生じる生物等の潜在的な便益や悪影響に関する研究の実施、多様なステークホルダーによる対話や啓発活動の推進、適当な場合における社会経済等への配慮などを求めることが決定された。また、事務局に対し、上記研究や、リスクアセスメントやリスク管理等の施策の実施状況に関する情報提供を各国から提出させ、AHTEGを継続し、合成生物学から生じる生物等が条約の目的達成に与える影響等を検討することを求めることが決定された。

(6) 遺伝資源の塩基配列情報

COP 期間中に合成生物学の議論から派生し、独立した決定として採択された。遺伝資源に関する塩基配列情報の使用が条約の 3 つの目的や名古屋議定書の目的の達成にどのような潜在的な影響を与えるかを検討するため、各国からの関連情報の提供、事実確認及び検討範囲特定のための調査の実施、AHTEG の開催を求めるとともに、COP14 において検討することを決定した。

(7) 花粉媒介者、花粉媒介および食糧生産に関する IPBES による評価

締約国などに対し、花粉媒介者、花粉媒介および食糧生産に関する IPBES による評価を活用すること、農業・林業政策において花粉媒介者の保全と持続可能な利用に関する考えをまとめること、環境配慮型農業への支援を通じ生息地と生産システムの多様性を促進すること、花粉媒介者サービススキームへの直接支払いなどの花粉媒介者や生息地保全のための農家などへのインセンティブを開発・実施することなどを奨励することが決定された。

(8) 国別報告書

第 6 回国別報告書 (NR6) のひな型を含むガイドラインを採択した。また、締約国などに対して、2018 年 12 月 31 日までの NR6 提出や途上国による NR6 作成に対する支援提供を求めたほか、条約事務局長に対し、オンライン報告ツールの更なる開発やリソースマニュアルの完成、途上国向け能力構築活動の実施、各議定書の国別報告書の報告書式などとの段階的統合、他の生物多様性関連条約との指標や報告モジュールの共通化などといった国別報告における相乗効果強化のための選択肢の追求を求めることが決定された。

(9) 地球規模生物多様性概況 (GB0)

地球規模生物多様性概況第 5 版 (GB05) は、生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施最終報告と同戦略計画のフォローアップの基礎を提供すべきこと、愛知目標毎の進捗分析および SDGs への貢献に係る分析を含むべきことなどを述べた上で、GB05 の準備を開始することが決定された。

(10) 生物多様性戦略計画 2011-2020 および愛知目標の指標

生物多様性戦略計画 2011-2020 および愛知目標の指標について、SBSTTA 勧告 (XX/13 パラ 3) に従い更新された指標リストを承認し、同リストが各国での適用にあたって柔軟な枠組みを提供するものであることを強調した上で、同リストの点検を継続することが決定された。

また、IPBES に対しては、相乗効果の最大化と作業の重複削減のため、地域別評価やグローバル評価において指標を最大限活用すること、データを所有する機関などに対してデータの利用可能性向上などを求めることが決定された。